

川越市教育委員会第6回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成29年7月24日 午前10時
- 3 閉 会 平成29年7月24日 午前11時30分
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、長井良憲、黒田弘美
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長中沢雅生、学校教育部長福島正美、教育総務部副部長兼文化財保護課長下 薫、学校教育部副部長兼教育指導課長中野浩義、教育総務部参事兼中央公民館長上野 正、教育総務部参事兼博物館長田中 信、学校教育部参事兼学校管理課長内野博紀、学校教育部参事兼教育センター所長中村健二、教育総務課長長谷正昭、地域教育支援課長福井康司、中央図書館長内田修弘、学校給食課長岸野泰之、市立川越高等学校事務長松本陽介

8 前回会議録の承認

平成29年度第4回臨時会会議録及び第5回定例会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第21号 平成30年度使用川越市立川越高等学校用教科書を採択することについて

参事兼学校管理課長

平成3年3月の文部省初等中等教育局「教科書採択事務取扱要領」により、採択権者が年度ごと、高等学校ごとに採択教科書を決定する。市町村立高等学校については、その市町村の教育委員会が採択権者である。川越市立川越高等学校についても川越市立高等学校通則第9条にその趣旨が規定されている。平成30年度使用の教科書については教科ごとの研究を経て校長により選定されたものであり、12教科、47科目、地図帳を含めた50種類である。教科書を新たに変更するものは、改訂を除き、新1年生が1教科1科目1種類、新3年生が1教科1科目1種類である。新1年生は生物基礎、新3年生は化学の教科書である。学校における選定の基準については学科や生徒の実態、内容、分量の適切さ、教材や資料の創意工夫、生徒の使いやすさ等が考慮されている。

委 員

学校内における教科書選定委員会の構成について伺いたい。

参事兼学校管理課長

同校の教科書選定委員会については、委員長が教頭、副委員長が教務主任、その他に各教科の主任が9名、教務担当の教員が3名、合計14名で構成している。

委員

選定に至るまでの会議の回数について伺いたい。

参事兼学校管理課長

今年度については5月中に1回、6月に4回、計5回の教科書選定委員会を実施している。

委員

同校は全員が進学というわけではなく、就職する生徒もいると思うが、進学する生徒と就職する生徒は同じ教科書を使用しているのか伺いたい。

参事兼学校管理課長

商業系の学科と普通科など、学科によって使用する教科書は異なるが、普通科の中では同じ教科書を使用している。

委員

普通科の生徒はほぼ全員進学するのか伺いたい。

参事兼学校管理課長

全員が進学するわけではないが、使用する教科書は同じである。

委員

教科書の総額について伺いたい。

参事兼学校管理課長

1年生の普通科で9,555円、専門学科で9,845円である。2年生では普通科が7,295円、専門学科が7,208円である。3年生は選択教科を除いた全員共通の教科書については、普通科4,425円、専門学科で5,650円である。それ以外に選択教科の教科書代がかかる。

委員

学校における選定経過の中で、選定理由については、教科書ごとに個別理由が付されているとあるが、個別理由とは何か伺いたい。また、変更になった教科書はどれか確認したい。

参事兼学校管理課長

変更となった教科書は、啓林館の「化学」と「生物基礎」である。

委員

教科書ごとの選定理由は資料には記載されていないのか確認したい。

参事兼学校管理課長

資料に記載はしていないが、教科書選定委員会の中でそれぞれの教科書に選定の理由が参考として付されているものである。

委員

今回変更となった2科目の教科書について、選定の理由を伺いたい。

参事兼学校管理課長

「生物基礎」については、「豊富な写真と資料が学ぶ意欲を高め、生物学の本質を捉えている。内容の配列は学習指導を有効に進められるように考慮されている。基礎的、基本的事項の理解や習得のための適切な配慮がなされている。学習のまとめ、一問一答のページが充実していて、生徒各自の復習に適している。大学入試を見据えた内容、構成である。以上から他者の教科書と比較して本校生徒の学力向上に資する教科書である。」との選定理由である。

「化学」については、「2年生で使用していた教科書の流れで使いやすい。1つ1つの項目に対する説明文が詳しく、丁寧になされている。生徒が自主学習する際、取り組みやすい。授業の中でできるだけ実験を取り入れていきたいので、実験や、探究活動として掲載されている実験の数が多く、その中の考察の発問は本校生徒にとって適切である。」との選定理由が付されている。

委員

今後は変更のあったものについて選定理由を資料に記載するようお願いしたい。

同校の教科書選定を単独で実施するにあたり、何をもって、公正や政治的中立が保たれるのか伺いたい。

参事兼学校管理課長

1点目は、校内で教科書選定委員会を行っており、その中で教科だけの判断ではなくそれ以外の目で見ていることがあげられる。2点目には、こうして教育委員会に諮るということも、そうした面に資すると考えている。

委員

当然、第三者の目で見るとは必要であり、その場が教科書選定委員会であり、教育委員会であるという理解でよいか確認したい。

参事兼学校管理課長

そのとおりである。

教育長

選定理由については、少なくとも変更のあった教科書については、選定理由を付すようお願いしたい。

委員

高等学校の教科書の選定については、それぞれ単独で実施されるとのことだが、他校と情報交換はないのか伺いたい。

参事兼学校管理課長

他校がどのような教科書を使用しているかということは把握している。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第2議案第22号 平成30年度使用川越市立特別支援学校用教科用図書を採択

することについて

参事兼教育センター所長

川越市立特別支援学校用教科用図書を採択することについては、川越市立特別支援学校管理規則第6条第2項において、川越市立高等学校通則第9条の規定を準用することとなっている。学校教育法附則第9条の規定を受けて、平成30年度の新1年生16名に係る教科用図書の選定について川越市立特別支援学校校長から報告がなされたところである。同校では「ひとりだちする生徒」を教育目標とし、社会で生きる力、生活する力をつけ、最大限自己実現を図ることを目指し、教育課程を編成している。授業で使用するにあたり、生徒が興味を持てる質と量の教科用図書として、学校教科書調査研究委員会による研究を経て、最終的に同校校長が3冊の教科用図書を選定したものである。なお、これらはいずれも学校教育法附則第9条の教科用図書である。

教育長

この3冊は継続使用か新規か伺いたい。

参事兼教育センター所長

継続の教科書である。

教育長

継続の理由について伺いたい。

参事兼教育センター所長

3冊とも、同校における生徒の実態に合った教科書であると考えている。「新・こどもクッキング」については、料理の作り方を簡単な言葉を使い、わかりやすく説明している。視覚的な説明や情報も同時に載っているため、生徒にとっては理解しやすく印象も良いため、効果的な活用が期待できる。興味、関心を持つことができる実態に合った内容であり、授業での使用に適しているものとなっている。

「自立生活ハンドブック4からだ！！げんき?!」については社会人として生活するため、健康に関する基礎的な知識やマナー等が一目でわかりやすく図解されており、生徒の実態に合った簡単な文章表現になっている。独り立ちを目指して取り組む授業で有効に活用できるものとなっている。

「自立生活ハンドブック11ひとりだち」については、将来の自立生活を目指し、より豊かな生活を送るために必要な衣・食・住に関する学習内容が系統的に記されている。生徒の実態に合った語彙や絵で表現されており、理解しやすく、親近感の持てる内容となっている。

教育長

採択にあたっての、校内での手順はどのようになっているか伺いたい。

参事兼教育センター所長

校内での選定の手順については学校教科書調査研究委員会において、学習指導要

領の主旨を踏まえた内容であるか、本校の教育目標に合っているか、使用する教科書の内容が生徒の興味を引くものであるか、質や量は適切か、価格が保護者の負担にならないか、などを検討している。なお、2回の同委員会を経て、教育委員会に報告し、採択を諮っている。

教育長

教科の教科書は使用しないのか伺いたい。

参事兼教育センター所長

国語、数学などの教科は題材学習として実施している。生活の中の題材が、あるものは国語、あるものは数学に、分化した指導の形態である。そのため、小中学校で行われている教科学習と異なり、一人ひとりの生徒の実態に合わせた指導内容が選択、組織されている。特に、国語、数学は各学年とも3つの課題別グループを組織し、それぞれのグループに応じた指導内容となっているため、学年共通の教科書を採択することが難しい。そのため、指導に関しては、各教員の手作りの教材により進められている。

教育長

生活を基盤とし、生活の中から国語や数学の題材を見つけていくということか確認したい。

参事兼教育センター所長

そのとおりである。

委員

今回選定された教科書は、特別支援学校の生徒を対象として作られた教科書から選定されているのか伺いたい。

参事兼教育センター所長

学校教育法附則第九条の規定による教科書であり、特別支援学校の生徒を対象として作成されたものではない。

委員

一般の子どもたち向けに作られた教科書の中から、特別支援学校の生徒に適したものを選ぶということか確認したい。

参事兼教育センター所長

そのとおりである。

教育長

学校教育法附則第9条の内容について伺いたい。

参事兼教育センター所長

基本的には文部科学省が検定した本、若しくは著作した本を教科書として使用しなければならないとされているが、特別支援学校については生徒の個々の実態が異なるため、当該学校設置者の定めるところにより、生徒の実態に合わせた教科用図

書を採択できることとなっている。一般的な、教科書ではないものを教科書として使用できるということである。

学校教育部長

特別支援学校の場合、通常の生徒が通う学校とは異なり、重複障害の児童生徒も含め独特な教育課程を編成している。従って、そのような特別な教育課程に対応できる教科書ということで検定以外の教科書の使用が認められているところである。

委員

この教科書は3年間使用するのか伺いたい。

参事兼教育センター所長

そのとおりである。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第3議案第23号 川越市教育委員会職員人事について

(非公開)

日程第4議案第24号 川越市立学校給食センター処務規程の一部を改正する規程を定めることについて

学校給食課長

川越市立藤間学校給食センター及び川越市立吉田学校給食センターを廃止し、川越市立菅間第二学校給食センターが設置されるため、川越市立学校給食センター処務規程の一部を改正しようとするものである。改正の内容は、今回廃止する川越市立藤間学校給食センター及び川越市立吉田学校給食センターに係る規定を削除するとともに、新たに設置する川越市立菅間第二学校給食センターに係る規定を追加しようとするものである。なお、施行期日については平成29年8月1日としようとするものである。

委員

川越市立藤間学校給食センター及び川越市立吉田学校給食センターの廃止後の利活用について伺いたい。

学校給食課長

藤間学校給食センターは、敷地が民間からの借地となっている。庁内で検討した結果、地主に返却する予定で進んでいる。このため、建物についても今年度中に解体する予定である。吉田学校給食センターについては、土地は市有地であるため、当面、学校給食課において建物を管理していくが、その後の方向性は定まっていないのが現状である。

委員

吉田学校給食センターは、業務は終了するが、当面は建物もそのままで利活用について検討していくということでのよいのか確認したい。

学校給食課長

そのとおりである。

(全員異議なく原案どおり決定)

10 報告事項

(1) 広告付「資料貸出バッグ」無償提供について

中央図書館長

広告付「資料貸出バッグ」については、平成28年川越市議会第4回定例会（6月議会）一般質問における、明ヶ戸亮太市議会議員からの意見により、検討してきたものである。この「資料貸出バッグ」については、図書館資料の紛失や汚損等の防止に有効な手段であると考え導入を決定したものである。平成29年2月から、図書館ホームページにおいて、広告付「資料貸出バッグ」無償提供者の募集を開始した。アマチュア・ミュージック・フェスティバル実行委員会から無償提供の申し出があり、平成29年6月に団体名入り「資料貸出バッグ」の提供を受けた。使用については、7月11日から中央図書館で貸出を開始したところである。

委員

他に応募があったのか伺いたい。

中央図書館長

この団体のみである。

委員

この団体は本来、事業を営んで利益を上げる団体ではないが、広告を目的とした事業者が応募してきた場合、すべて受け入れるのか伺いたい。

中央図書館長

現時点では受け入れる予定である。

委員

例えば、飲食業などが宣伝効果があるということで応募してきた場合にも受け入れるのか伺いたい。

中央図書館長

本市における広告の掲載基準に沿って受け入れることを考えている。

教育長

貸出バッグの数はどのくらいか伺いたい。

中央図書館長

現在、提供を受けた200枚である。全員には貸し出すことができないため、希望者に貸し出している。

(2) 市内中学校発生のいじめ問題重大事態に係る調査について

(非公開)

(3) 平成28年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況について

教育総務課長

平成28年度包括外部監査については、「防災・危機管理の事業に関する事務の執行について」をテーマとして実施されたものである。平成28年度包括外部監査結果報告書において意見を受けた事項に対する措置状況について、教育委員会の所管部分を報告するものである。

平成28年度包括外部監査における意見は4件である。そのうち、措置を講じたものが3件、検討中のものが1件である。

委員

学校における避難経路について点検をお願いしたい。経路になっているところが施錠されている場合などが見受けられるため、再度確認をしてもらいたい。学校まかせにせず、教育委員会として、実施してもらいたい。

参事兼学校管理課長

校長会の際に周知し、その後の状況について報告してもらおうこととしたい。また、年度の当初訪問の際に、指導主事等が確認するなど、対応したいと考えている。

11 その他

- (1) 議事に先立ち教育長から、議案第23号は人事に関する情報であり、報告事項(2)は個人に関する情報であるため、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うことに決定した。
- (2) 議案第23号は人事案件であることから審議順を変更し、関係理事者（教育総務部長、教育総務課長）のみで審議することについて、各委員承認し日程を変更することになった。
- (3) 会議録署名委員として、梶川教育長職務代理者、長谷川委員が指名された。
- (4) 次回教育委員会は、平成29年8月21日（月）午後2時開催に決定した。